



山陰信販は「キャッシュレス・消費者還元制度」に参画しています。

キャッシュレス・消費者還元制度とは

中小・小規模事業者等における消費喚起の後押しと、
キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度です。

本制度について、詳しくは経済産業省のページをご確認ください ([こちら](#))

本制度のメリット

メリット 1 今なら端末導入のご負担なし!

端末本体と設置費用などが無料。

軽減税率対策補助金対象の端末支援についても比較・検討ください!

メリット 2 期間中の決済手数料は実質2.17%以下!

期間後の手数料の扱いは事前に開示。

メリット 3 消費者還元で集客力UP!

5%又は2%還元。

対象となる中小・小規模事業者

本事業の対象となる中小・小規模事業者の定義

原則、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者が対象となります。

例)小売業の場合 > 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主

また、この他、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので詳細は下記をご参照ください。

補助の対象外となる事業者・取引

補助対象となる中小・小規模事業者の概要

https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf

加盟店登録要領4.1 (P5~P6)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf

「キャッシュレス・消費者還元制度」お申し込み手順

制度の適用までにお時間がかかるため、
お早めにお申し込みください!

お問い合わせ先

コンタクトセンター 0859-32-7331

9:30~18:00(土日祝日除く)